



# ONE MESSAGE最高裁判決と 集团的消費者被害の回復に向けて

仲居 康雄 Nakai Yasuo 弁護士

1976年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

1988年5月～ 第一東京弁護士会消費者問題対策委員会委員

2019年4月～2024年6月 特定非営利活動法人 消費者機構日本 被害回復委員会委員

消費者機構日本の代理人の一人としてONE MESSAGEらに対する共通義務確認訴訟を担当

8月号・9月号連続企画として、8月号では、今回の訴訟の当事者から、訴訟概要や経過等を紹介いただき、9月号では、学識者の方に本訴訟の意義や評価について、解説していただきます。

## はじめに

情報商材の販売にかかる集团的消費者被害回復訴訟において、支配性の要件を欠くとした原判決を破棄、第1審判決を取り消して、1審の裁判所に差し戻した判決（最高裁令和6年3月12日判決）について、事案の概要と裁判の経緯、判決の意義について解説します。

## 消費者裁判手続特例法について

消費者裁判手続特例法（以下、特例法）は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集团的に回復するため、消費者に代わり内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体において手続を遂行できることが認められています。手続としては、第1段階の「共通義務確認訴訟」で事業者がこれらの消費者に対して共通の原因に基づき金銭の支払義務等法律関係が確認された場合に、その結果を基に第2段階の「簡易確定手続」で、対象債権の存否、内容、個々の消費者の権利の存否、内容を確定させることを予定しています。

## 事案の概要と審理の経過

（1）本件は、前述の特例法に基づき、特定適格消

費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下、X）が原告として、後述の各商品の販売業者株式会社ONE MESSAGE（以下、Y1）と商品の販売に際しウェブ動画に出演するなど関与したY2の2名を被告として、東京地方裁判所に対し共通義務確認訴訟を提起した事案です。

（2）Xの訴訟での主張の概要は、次のとおりで、これが不法行為に該当すると主張しました。

① Y1は、ウェブサイト上の表示や動画により、「日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクト」などと称し、仮想通貨で稼ぐ方法を徹底解説したという「仮想通貨バイブル」DVD5巻セット（以下、仮想通貨バイブル）あるいは、仮想通貨バイブルに加え、仮想通貨の最新情報を入手できるLINEグループ加入、セミナーのVIP席が得られる特典を付加などした「VIPクラス」の勧誘をし、次いで仮想通貨バイブルやVIPクラス購入者に対しウェブサイトを通じ、簡単な初期設定後は人工知能が資金を増殖させてくれると称する「ハイスピード自動AIシステム」を中心とする「パルテノンコース」を勧誘し、それぞれ販売した者である。Y2は、Y1の上記販売に関し、ウェブサイト上の勧誘動画の出演、セミナー開催、サポートなどを担当した者である。

② 仮想通貨バイブルやハイスピード自動AIシステムの実際は、仮想通貨バイブルは、内容が抽象的、断片的説明があるのみで、そもそも利益を得られる内容ではなく、ハイスピード自動AIシステムも、簡単な初期設定のみで自動的に利益を生むものでもなく、逆に損失を被るリスクが



あるなど、Yらが勧誘に際し虚偽又は実際と著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売した。

**(3)** 上記Xの主張に対し、Y1Y2は違法性を争うなど種々主張しましたが、その中でY2は、商品を購入した消費者にも過失があり、過失相殺の判断は、個々の消費者ごとに複雑であり、特例法3条4項に規定する「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（「支配性の要件を欠く」とも表現されます）に該当し、支配性の要件を欠く旨などを主張して訴えの却下を求めました。

これに対しXは、そもそも消費者に過失はないし、虚偽または著しくかけ離れた誇大な効果を説明した者が消費者の過失を主張することは正義に反する、仮に過失相殺するのであれば共通義務確認訴訟で一律に判断すればすむ旨などを主張しました。

**(4)** ちなみに、東京地方裁判所におけるY1の主張によれば、仮想通貨バイブルの購入者（VIPクラス購入者も含みます）は約5,500人、パルテノンコースの購入者は約1,200人とされています。

**(5)** 2021（令和3）年5月14日、1審である東京地方裁判所は、Y2の主張を容れ、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に当たるとしてXの訴えを却下しました。

その中で「本件各対象消費者において確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおよそないとはいえない」、本件各対象消費者の過失の有無や過失相殺割合について、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、「本件各商品等の購入に至る経緯等の事情を考慮して認定、判断することが必要であり、個々の対象消費者ごとに

相当程度の審理を要するものである」などと判示しました。

**(6)** 東京地方裁判所の判決に対しXは控訴し、過失相殺については、簡易確定手続でも審理可能であるなど主張を追加しました。

しかし、2021（令和3）年12月22日、控訴審の東京高等裁判所も、訴えを却下した第1審判決を支持しました。控訴審判決では、過失相殺に加え、消費者の購入動機として「単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合も想定され」、勧誘と損害の因果関係についても支配性を欠く理由とされ、簡易確定手続において「因果関係の存否についても、被控訴人が争っているため、それぞれ個別に審理する必要がある、陳述書等により典型的に判断することは困難である」とも判示しました。

## 上告受理申立と最高裁判所の判決

**(1)** 控訴審判決を受け、Xは上告受理の申立をしました。上告受理申立の理由の要旨は① 本件は過失相殺すべき事案ではなく、原判決（控訴審判決）は民法722条2項の解釈・適用を誤っていること、② 過失相殺、因果関係は簡易確定手続で可能であり、原判決は特例法3条4項の解釈・適用を誤っていること、の2点です。

これに対し最高裁判所は、Xの上記上告受理申立の理由のうち特例法3条4項の解釈・適用を誤っている点について受理する旨決定し、弁論が開かれました。

**(2)** そして、2024（令和6）年3月12日、最高裁判所は、原審である控訴審判決を破棄、第1審判決を取り消して、東京地方裁判所に差し戻すとの判決を言い渡しました。

本判決は、支配性の要件に関し、「法3条4項により簡易確定手続において、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとして共通義務確認の訴えを却下することができるのは、個々の消費者の対象債権の存



否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合である」、過失相殺に関し、Y1Y2の説明は「本件各商品に関する説明はウェブサイトに掲載された文言や動画によって行われたものであるから、本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通し」、「その説明から生じ得る誤信の内容も共通している」こと、「本件各商品は、投資対象である仮想通貨の内容等を解説し、又は取引のためのシステム等を提供するに過ぎず、仮想通貨への投資そのものではないことから、過失相殺の審理において、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識や経験の有無及び程度を考慮する必要性が高いとはいえない」こと、「対象消費者につき、過失相殺をするかどうか、仮に過失相殺をするとした場合の過失の割合が争われたときには、簡易確定手続を行うことになる裁判所において、適切な審理運営上の工夫を講ずることも考えられる」ことから、「過失相殺に関して、対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない」、因果関係に関し、「上記のとおり、商品購入に至る主要な経緯は共通しているところ、上記説明から生じた誤信に基づき当該商品を購入したと考えることには合理性があることに鑑みれば、本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情が様々であるとはいえないから、因果関係に関する事情についても、対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない」と判示しました。

本判決には林道晴裁判官の補足意見があり、「当事者多数の訴訟において、仮に過失相殺をするとした場合には、当事者（被害者）ごとに存する事情を分析、整理し、一定の範囲で類型化した上で、これに応じて過失の割合を定めるなどの

工夫が行われているところであり、同様の工夫は、簡易確定手続においてもなし得るものと考えられる。民事裁判の実務において培われてきたこのような種々の審理上の工夫を考慮し、相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するという法の立法趣旨をも踏まえて、本要件の該当性を判断することが相当であろう」と指摘されています（宇賀克也裁判官も同調）。

## 本最高裁判所判決の意義と今後への影響

(1) 本件の一連の審理の中で、そもそも消費者側に過失相殺すべき事情がある場合や不法行為と損害の間の因果関係がない消費者が存在する、などの可能性がある場合、特例法に定める集団的消費者被害回復制度は利用できないのかが問題となったのです。

しかし、第1審判決及び控訴審判決の判示のように、過失相殺の適用や因果関係の不存在について事業者から争われると支配性の要件を欠き、集団的消費者被害回復制度が利用できないこととなるのでは消費者被害回復という特例法の活用は大きく制限されてしまいます。とりわけ消費者事件ではしばしば主張される不法行為に基づく損害賠償請求の事案にあっては集団的消費者被害回復制度の利用が極めて難しくなってしまうおそれが出てきます。

逆に事業者側からの視点として、本件の1審である東京地方裁判所の判決後には同判決に基づき、支配性の要件を争う訴訟戦略は参考になる旨の見解も出されていました。

(2) しかし、共通義務確認訴訟では、集団的な消費者被害救済を図るという性格上、想定される大多数の対象消費者に関して支配性の要件を検討すべきであり、例外的な消費者あるいは常識外の訴訟対応をする事業者の態度を考慮して判断すべきではないと思います。そうでなければ特例法により救済される消費者の被害事案は極





めて限定的なものとなってしまいます。

例えば、共通義務確認訴訟の第1号事案である学校法人東京医科大学に対する共通義務確認訴訟(以下、東京医大訴訟)では、女性や多浪受験生に対して不当な得点調整がなされていることを告げずに入学募集した事案でしたし、本件ではウェブサイトを対象消費者に対して画一的に虚偽又は誇大な勧誘を行っている事案でした。このような事案では、共通性の要件を充たすだけでなく、当該勧誘行為により大多数の対象消費者が同様の誤信に陥ることが推認されますので、そこから外れる特殊なケースに関しては簡易確定手続での審理で十分対応できると考えられます。東京医大訴訟では、被告は、受験生の志望動機は様々なので不当な得点調整を知ったとしても受験したことが考えられると、損害との間の因果関係に関して個々の消費者の主観の審理が必要であるとして支配性の要件を欠くと主張しました。

しかし、東京地方裁判所の2020(令和2)年3月6日の判決では「本件対象消費者の大部分は、属性に基づく得点調整が事前に判明していれば、本件大学に出願しなかったものと推認するのが相当である」「本件対象消費者の大部分にとっては、出願回避の選択につき合理性があるものと考えられ、本件因果関係の審理については、対象消費者が陳述書等を提出した上で、被告の主張等に基づき、上記合理性を覆すような事情の有無を審理することになるものと考えられ、少なくとも、網羅的に対象消費者の尋問が必要になるとは考え難い」として支配性の要件を欠くとはいえないという判断をしています。

なお、本件の原告団体では、共通義務確認訴訟を提起するに際し、違法・不当な勧誘行為が対象消費者に対して画一的に行われている事案を選定しています。

**(3)** 本判決は、上記のとおり、支配性の要件についての解釈を述べたうえで、過失相殺について、

本件事案に照らして、簡易確定手続を行う裁判所における「適切な審理運営上の工夫を講ずる」ことも挙げ、支配性の要件を欠くことにはならない旨判断したものです。因果関係についても、勧誘によって購入したと考えることに合理性があり支配性の要件を欠くことにはならないものと判断しています。

**(4)** 今回の判決では、支配性の要件の解釈に関して、簡易確定手続を実施する裁判所の審理に関して、多数意見及び補足意見で述べられていることも重要です。多数意見では簡易確定手続を実施する裁判所において適切な審理運営上の工夫を講ずることを前提としています。また補足意見では、これまで多数当事者訴訟においてグループ分けなどの審理上の工夫が行われるなど訴訟実務で培われてきた種々の審理上の工夫を考慮し、特例法の立法趣旨をも踏まえて、支配性要件該当性を判断すべきとしています。

このような支配性の要件の解釈、訴訟実務における多数当事者事件の訴訟の審理上の工夫などを踏まえると、今後、過失相殺すべき事情により支配性の要件を欠き訴えが却下されるのは、例外的な場合に限られるように思われます。因果関係の存否も、勧誘によって被害が生じたこととに合理性があれば、格別支配性の要件を欠くことにはならないように思われます。本判決は、第1審判決や控訴審判決にみられる消費者の被害救済の観点からは厳しい姿勢を否定し、多数の消費者の財産的被害を集団的に回復する特例法の趣旨にかなう妥当な判決といえ、その意義は極めて大きいものと評価しています。